

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【39】」

2. 日時：令和4年5月12日(木) 16時30分～18時00分、

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山審査官、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、田邊係長、山下係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について

以下のホームページ掲載済みの資料についても使用

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について(4月28日のヒアリング資料-1)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の岩野です。それでは、大飯発電所、第 34 号機、
0:00:09	葛西カツキ増設に係る設計及び工事計画認可申請、これについてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:16	それでは、
0:00:18	先日提出された資料に基づいて、幾つか確認したいんですけども。すみません。ヒアリングの具体的な内容に始める前にですね、
0:00:28	本日、ヒアリングの最後に、こちらからのコメント回答として残ったものがあるかどうかというところの、いわゆるホワイトボードの確認をしたいと思っていますので、関西電力におかれては、
0:00:42	ヒアリングをしながらですねちょっとホワイトボードの作成の方もお願いします。それでヒアリングの最後に、ホワイトボードの確認というホワイトボード。
0:00:50	の、最後の後どういうコメントが残ってるかというところの確認をしたいと思っています。
0:00:54	まずこの点関西電力には置かれてはよろしいでしょうか。
0:01:02	関西原子力事業本部です。
0:01:04	承知いたしました。
0:01:07	はい、原子炉規制庁の今野です。それではよろしく申し上げます。
0:01:11	それでは、具体的に確認したい点についてですね、こちらからいくつか順番に確認をさせていただきたいと思います。まずですね。
0:01:23	それでは、5 月 10 日に提出された資料の、
0:01:27	1 ポツページで言うところの 2 ページ目、保安水準を適用する火災感知器設計の整理についてというこの整理表に、のページをお願いします。
0:01:42	この整理表の、オペレーティングフロアのアナログアナログ式の煙感知器の行の
0:01:52	本水準が確保できる理屈の
0:01:59	トランですね。
0:02:00	セルを、セルについてちょっと確認をしたいところがあるんですけども、
0:02:07	えっと、前回かもしくは前々回ぐらいのヒアリングでですね、DB設備の、格納容器内におけるDB設備の系統、影響軽減対策、系統分離対策っていうのは、
0:02:20	許可の新申請書を見ると、テンパチの方の許可の申請書なんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	そうですね。ちょっと後でまたPayPayページ番号はお伝えしようと思うんですけどそこにはどう書いてあったかっていうと、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影響により運転停止し、
0:02:43	かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、
0:02:50	運転員の操作により原子炉の安全停止が可能であること。
0:02:54	これも、これが確認されていることも含めて、原子炉格納容器内の
0:03:01	営業軽減対策系統分離対策だったと、いうふうに認識をされていてその旨、ヒアリングで確認をさせていただいたと思っています。で、
0:03:11	今回提出された資料のこの理屈の欄を見るとその衛藤DB設備の安全停止に係る必要な機器等の、その理屈のところ、その内容が入っていないんですね。
0:03:24	ここはどうして、その内容を除いたのかっていうところをちょっと関西電力の方から説明をお願いします。
0:03:41	すみません。えっとですね、ページ番号を念のためお伝えしますと、
0:03:47	大飯3号機の許可のテンパチの
0:03:51	ページ番号はですね。
0:03:53	8-1-
0:03:56	361、
0:03:59	です。
0:04:00	これの原子炉格納容器内に対する、
0:04:03	火災の影響軽減のための対策っていう項目の話をして、
0:04:09	関西電力におかれては準備ができましたら回答の方をお願いします。
0:05:00	／day電力ヨシダでございますけども、ちょっと整理表にはですね、系統分離対策しか書いてないんですけども、ちょっと今岩野さんがおっしゃった、
0:05:12	動的機器がすべて機能喪失しても、停止できるという部分、それも含めて、期間の設計というつもりで書いたんですけども、
0:05:25	ちょっとその辺が読めない。
0:05:29	かなというふうに思ってます。
0:05:35	はい。規制庁の今野です。人、共通認識が取れているということであればこの
0:05:41	理屈のところのですね、原子炉の安全停止に必要な機器等ということのところ、まず、今さっきこちらから説明した内容も、追加するということになるのかなと思う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:55	で、合わせてですね。
0:05:56	重大事故等対処施設のポツの一番、
0:06:01	下のポツのところの話ですけどここも原子炉を停止するところまでについては、
0:06:07	同じように系統分離対策の話が入っているので、ここについても同じように、DB設備の原子炉の安全停止に必要な機器等々、
0:06:17	のところと同じように、先ほどの内容が入ってくると思っていますので、ここにも、その内容が記載されていることがわかるように、内容が、
0:06:28	追記されるのかなと、こちらは想像しています。関西電力の方で認識が合っていないところがあれば、回答をお願いします。
0:06:42	関西電力吉澤です。同じ認識でございます。
0:06:49	はい。規制庁の今野です。承知しました。それではこのところは、
0:06:54	すいませんちょっと最初に言えばよかったんですけども、審査会合までは少なく、
0:07:00	資料を修正するタイミングはないので、ないんですけども、審査会合が終わった以降の以降に資料の準備ができましたら、これについても反映させたものを、
0:07:12	提出するようにお願いします。
0:07:15	これが一つ目の項目に、
0:07:18	関西電力の方から特に何もなければ次の項目に移りたいと思います。よろしいでしょうか。
0:07:26	はい。関西電力吉澤です。お願いします。
0:07:30	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。それでは次なんですけども、
0:07:38	すいません、資料、格納容器ループ室の換気設計のところ、ちょっと一部疑問がある点があつてですね、関西電力の設計方針だとか設計プロセスみたいなものをちょっと確認したいと思っています。
0:07:52	資料で言うところの、
0:07:55	すいません、185 ページをお願いします。
0:08:01	いつもの断面図のCvの中の断面図のところの図なんですけども、
0:08:11	すいません。まず、関西電力。すいません。
0:08:16	まずう。お聞きしたいのがですね。
0:08:20	関西電力の感知器設計の設計プロセスとして、
0:08:29	考えてる環境条件なり、エリアなりの中に感知器が消防法施行規則火災防護審査基準通りに設置できないというふうになった場合に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:42	できるだけそのエリア内に感知器を設計、
0:08:45	案なった場合の話なんですけど、そうですね。なった場合の話なんですけど、その場合に、まずはエリア内に火災感知器が設置できる場所があるのであれば設置をします。
0:08:57	設置できないのであれば、
0:09:00	隣接エリアなり、
0:09:02	に感知器を設置するっていうその、まずはエリア内で感知器の設計を完結させようっていう、設計プロセスなり、設計方針なりが、
0:09:12	あるように、我々は考えてたんですけど、関西電力としてそういう方針があるのかないのかっていうところを、説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:09:24	関西電力吉田でございます。消防法通りにできないエリアについては、消防通りではないけども、できるだけエリア内に異なる2種類を、
0:09:37	設置するというので、こちらはこれまで設計しております。
0:09:47	はい。規制庁の今野です。できるだけエリア内に設置しようと、設置するという方針があるということで承知をしました。
0:09:56	そうするとですね、今回のそのループ室のところについては、
0:10:03	再ファンが止まっている場合についてですけども、
0:10:08	オペレーティングフロアにオペレーティングフロアの方に煙が流れていって、最終的に99-2っていうところにある感知器で、
0:10:19	に期待して、
0:10:21	火災を感知するっていう設計になっているところがありますよね。そういったところについては、今のその、できるだけエリア内っていうところの、
0:10:34	説明とは何かどういうふうに関係がとれるのかっていうところを、補足して、補足とか説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:10:47	関西電力吉田です。
0:10:50	ループ室についてはRCP側の天井面に煙感知器をつけておりまして、これ消防通りの性能、
0:11:02	にはならないとは思ってますけども、これで可能な感じ、煙についても、感知できるようにというふうに考えています。
0:11:12	ファンの停止という極めて短い期間の話にはなりますけども、そういった状況で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:22	煙がこのグループ煙感知器で感知できずに、オペフロまで上がっていくというところを考えた場合に、オペフロのこの煙に期待する。
0:11:36	しかない、ないと。
0:11:38	そこはどうしようもないというふうに考えています。
0:11:47	すいません。はい。
0:11:50	規制庁の今野です。
0:11:52	なるほど。
0:11:55	そうですね。
0:11:58	ファンが止まるベースで火災が発生してファンが止まっている時に火災が発生したときに、
0:12:06	煙が上の方に上っていくっていうところからすると、その
0:12:12	その9の2よりも、その8-1であったり8-3であったりっていうところ。
0:12:18	に、感知器を設置。
0:12:21	するっていうところは、何か、どうしてそういう考えをしなかったのかっていうところもし何かあればちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:12:37	関西電力吉田でございます。
0:12:39	ちょっとこの8-1とか8-3、こういったグレーチング面に煙をつけると、いうことも一つの方向性としてはあったんですけども、
0:12:53	高天井エリアというところの設計方針、これもう1ヶ所高天井エリア、新宮貯蔵庫エリアありますけども、
0:13:04	同じ考えで、設計した方がいいというふうに、こちら考えて、炎+煙と、
0:13:15	いうふうに今設計してる情報です。
0:13:21	煙をグレーチング面につけるといことも考えてられるんですけども、そこはですね、
0:13:36	一番上の中の1、このグレーチング部分で、火災が発生したときは、煙について、つける場所がないんじゃないかと。
0:13:50	水井でいうところで、グレーチングにつけても、きっちりと網羅できないのではないかとというところで、
0:14:01	この9-2の煙、これに期待したという、そういう経緯でございます。
0:14:13	すいません規制庁のようにするとちょっと違った切り口になるかもしれないんですけども、例えば8-1っていうところで火災が発生した場合に、
0:14:23	エリアとしては8-1で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:26	エリアとして定義されてるわけですよね。そうするとそのできるだけエリア内に完結させるっていうところからすると、その 8-1 の
0:14:35	中に感知器を設置するっていう考えが、
0:14:38	先ほどの考えからすると、あっても良いような気がするんですけど、そこを取らずに、やっぱり 8-2 っていうところに行ったのはやっぱりグレーディングが不確定だからっていうそういうこと。
0:14:50	何ですかねそういう認識でよろしい。いいですか。
0:14:57	関西電力吉澤でございます。この 8-1 とか 8-3 というのは、エリアの中の感知区画でございます、エリアとしては、格納容器。
0:15:12	のオペレーティングフロアというエリアで、こちらは考えております。
0:15:18	すいません規制庁のようなやつ。失礼しました。ちょっとお待ちください。
0:17:20	すいません規制庁の今野です。
0:17:25	関西電力の今の資料、
0:17:28	のですね、
0:17:31	私今補足説明資料の
0:17:35	感知器の設置個数とかが書いてある、表ですね。
0:17:43	のところを確認しているんですけど、その 8-1 とか 8-2、8-3 とかっていうのは、感知、
0:17:52	区画の番号として記載されていて、感知区画っていうのはイコールエリアと定義されていたはずなので、
0:18:01	エリア、
0:18:03	先ほどちょっと吉澤さんの方から、8-1 も 8-3 も同じ。
0:18:10	同じエリアなんですっていうふうな説明があったように思うんですけどそうじゃなくてやっぱりか、8-1 と 8-3 は、別のエリアとしてここに定義されているように思うんですけど。
0:18:24	違いますでしょうか。
0:18:29	関西電力の志田でございます。これ前回からヒアリングの時に、CV内のエリアについては感知区画、
0:18:39	を複数まとめる形で設定されているんで、その辺の定義について、再考した方がいいというご指摘いただきまして、今、エリアについて、定義づけを
0:18:56	修正というか、見直しをして、基本設計方針にも反映するというところで、案については提出ささせていただいている。
0:19:07	ところでございます。具体的にはですね、補足説明資料の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:17	すみません規制庁のようです今回の当審査会后資料というか、あれです ね、10月、5月10日に提出された資料にもありますか。あります。じ ゃあすいませんそちらのページ番号をお願いします。
0:19:38	資料1-2、ちょっとお待ちください。
0:19:44	資料、関西電力原子力事業本部クマクラです。
0:19:48	本当ですね。
0:19:51	資料1-2の、
0:19:54	80、
0:19:57	ごめんなさい。京急です。
0:20:03	誰が最初に、
0:20:06	こちらのやつ少々お待ちください。大変失礼しました。
0:23:50	関西電力側からです。大変失礼いたしました。
0:23:55	頭をカトウカーに提出した資料上ですね、
0:24:01	文言で記載しているところが、
0:24:05	なくてですね。
0:24:07	衛藤。
0:24:09	全廃のヒアリングの
0:24:12	4月20、
0:24:14	7日に、
0:24:15	提出させていただきました資料をですね、確認いただく。
0:24:21	いただくことはできますでしょうか。
0:24:26	はい。規制庁の岩内です。4月、すいません、提出日がわかれば教えて いただいですいません。4月20、
0:24:34	7日のヒアリング資料でちょっと、いつ提出されたかっていうところわか りますでしょう。
0:24:39	関西電力、浦邊です。
0:24:41	失礼しました。7月28日に実施いただきましたヒアリングで提出につい ては、4月27日でございます。
0:24:56	はい。規制庁のようなですね少々お待ちください。
0:25:04	はい。すいません規制庁のようなです。ページ番号とか資料、資料番号 とページ番号も続けてお願いします。
0:25:12	関西電力の資料番号が資料-1、ページ番号が18ページございま す。
0:26:25	すいません。ちょっと置いといてくれる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:29	すいません規制庁の関ですけど、可能ならですねちょっとすぐ開けないので、画面共有とかがって可能ですかね。
0:26:39	いかがでしょう。
0:26:41	関西電力熊倉です。画面教諭、させていただいてもよろしいでしょうか。させていただきます。お願いします。
0:26:50	はい。そうしました。
0:27:39	関西電力熊倉です。
0:27:41	画面共有させていただいておりますが、こちらの方も確認できますでしょうか。
0:27:52	はい規制庁のようなです。確認できています。説明をお願いします。
0:27:59	はい。関西電力、桑村です。
0:28:02	あと、先ほどのグレーチングのところのお話なんですけれども、前々回のヒアリングの時に、感知区画感知区画と、あとエリアのところ、
0:28:15	その定義について、少し
0:28:19	等、
0:28:20	説明が不十分なところがあるので、そこを明確に、
0:28:26	した方が良いのではないかという趣旨のコメントをいただいたことを踏まえまして、今、画面共有させていただいておりますのが基本設計方針の記載案なんですけれども、
0:28:37	こちら中ほどの欄の、4月25コメント反映版と記載があるところなんですけれども、括弧B火災感知器の設置方法の一つ目の段落ですね、こちらで、
0:28:51	感知区域と感知区画の定義、
0:28:54	あとエリアのお話を記載させていただいております。
0:28:58	いただいたコメントを踏まえまして、
0:29:02	上から3行目のところ、或いはからのところなんですけれども、こちらに、グレーチング面、特にCvなんですけれども、
0:29:13	その考え方というのを、明記することで、しっかりと
0:29:21	エリアの定義というところを記載したものでございます。
0:31:05	時って行きましょう。
0:32:09	すいません規制庁の岩根様、すいません
0:32:13	すいませんちょっと幾つかまず確認したいんですけど、今今回、感知区画と、これまでは感知区画とエリアってのイコールだったと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	今回感知区画とエリアはまた別のものとして定義し直されているっていう理解でいいですか。
0:32:47	関西電力の伊澤でございます。以前はエリア括弧換地区画ということで同一の単位というふうに説明してたんですけども、
0:32:59	それはごく一部の部屋、何々エリア、部屋、部屋を意識して、部屋が一つの感知区画で、それにエリア名称を
0:33:12	何か故障するというところでそういうふうに説明してたんですけども、よくよくエリアと菅地区株。
0:33:22	の関係性を確認したところ、エリアの中に複数の換地区画があるというところが、かなり多いと。特にシーブイ内は、
0:33:34	そういうエリアになっていると、いうことを確認しましたんで、改めてエリアの定義づけ、これを見直したというそういう状況でございます。
0:33:49	規制庁の今野です。
0:33:52	従来までの
0:33:55	部屋ごとにエリアにするっていう場所も、そのエリア 5 バス部屋ごとにエリアを、とするっていうところの考えも生きていてなおかつ
0:34:06	CVの中みたいなところは、その一つの大きな空間が細分化されてエリアになっているっていうどっちものパターンがあり得るような、定義の説明をしているっていうことでしょうか。
0:34:21	関西電力吉田です。その通りでございます。
0:34:25	規制庁のような、何かそれだとですね結局何かどっちもあり得るっていうような定義づけだと、この辺はどっちなのとかっていうのを、12、
0:34:37	どの、
0:34:39	どの、
0:34:40	何て言うんすかねパターンで、
0:34:42	定義づけをしてるのかっていうのが読み取れないのでなんかどうとでも読めるような記載になっているように思うんですね。
0:34:50	そこはどういう、
0:34:52	定義で、この場所を
0:34:55	エリアとしているのかとか感知区画としているのかっていうところがしっかりわかるような記載にしていただかないと、ちょっとこちらも確認が取れないんですね。
0:35:05	と、こちらが言った私が今説明したことは、ご理解いただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:17	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃるように、エリアと換地区画が一对一の場所もあれば、エリアの中に複数の換地区画ある場所があると。
0:35:28	いうところいろいろあるので、その辺を
0:35:34	今は何かどっちでもあり得るとしか書いてないので、もうちょっと具体的に、こういった場所は、エイジアカッコ感知区画。
0:35:47	こういった場所は、エリアの複数の感知区画をまとめているというふうな記載に修正したいと思います。
0:36:20	関西電力原子力事業本部牛島でございます。ただいま吉澤が説明した内容につきまして、内、そちらでもご確認いただいているところかもしれませんが、ちょっとこちらでも下懸念しておりますので補足させていただきます。
0:36:37	ただいま整理表、本日の資料のですね、整理表をご確認いただきまして、先ほどは原子炉格納容器ループ室についてご確認いただいているところでございます。
0:36:49	今私どもがエリアという形で定義しておりますところはですね、先ほど言葉の定義についてはクマクラの方から、基本設計方針のカテゴリについて、今平表示させていただいてご説明したところなんですけど、
0:37:04	この整理表の左側ですね、具体的なエリアのループ室並ばループ室というところの下に括弧書きで、Cvの過去の名称が、ナンバリングを並べてございますが、
0:37:19	これがですね、ここが幹事加来でございます、これをくくって、私ども、ループ数としてございます。非常にこの話をですねちょっとわかりにくくしてて恐縮なのは、
0:37:32	ループ数としてくくってあるところがですね、先ほどまでご覧いただきました185ページの立面図の漫画で見ただけでした時にはですね、下の方から見ただけだと5-1から7-2まで、
0:37:48	ここの部分までがループ室というふうに私どもエリアでくくっております、8-1から上ですね、8-1、8-3、9-1、10-1、
0:38:00	これよりも上の部分はですね、衛藤整理表で言いますところの一番表の一番最初、一番ササキに確認いただきましたオペレーティング
0:38:11	フロア、ここのエリアの中で、あのエリアとしてくくっていると、そういった整理でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:17	ですので、先ほど来ちょっとループ室とオペレーティングフロアというところの線の引き方がですね、ちょっと誤解も生じるところもあるかもしれませんが、
0:38:28	先ほどちょっと管理をめぐって話ありました、81とか8-39-1といったところはですね、この仕分け上は、整理表ではオペレーティングフロアのエリア、
0:38:40	そして、感知することにしてまして、これまでの煙、熱の挙動を考えた場合には、9-2の感知器でもって、この感知を期待すると。
0:38:53	こういった整理をしていたというところでございます。すいません補足になっているかちょっとあれですが、整理表の方には書いてございます。ただ聞き申し訳ございませんが、これまでずっと出しておりました、感知器のですね、
0:39:07	ここの感知区画単位でお示してる表の方ですね、それがどの単位がエリアということで括ってあるのかってのがちょっとわかりにくい表現になっていたかと存じます。以上補足でございました。
0:39:28	制度のイワノです。少々お待ちください。
0:43:33	規制庁鈴木です。
0:43:37	規制庁スズキです。素朴な疑問なんですけれども、
0:43:41	ループ数のエリアは5-15-46-27-2、ここについては、
0:43:47	天井面にある、煙感知器のところでない。
0:43:52	感知器の選定ができないので、ここしかつけてないです。いやそれは理解している、いまして、
0:44:02	再循環ファンだと待っているような時において、
0:44:06	なぜ8-18-39-1のところに煙感知器をつけないかっていうことについて、
0:44:12	お答えがないんですよ。
0:44:14	で、そこはオペフロだからって言ってるんですけど。いえ、オペフロにしたのは皆さんじゃないですかと、単純にここループ数に定義すれば、
0:44:23	ループ数の中で、
0:44:24	煙感知器を受けるんじゃないですかって素朴な疑問なんですけど、そこについて、お考えを。
0:44:31	お答えください。
0:44:35	関西電力吉田でございます。今鈴木さんがおっしゃったようにですね、オペレーティングフロアという定員にしたのはこちらでして、それで炎感知器、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:49	をつけるつけて、煙をつけてないという設計にはなってるんですけども、確かにループ室から煙が上がって、上部に抜けていく部分よりも低い位置に、
0:45:03	設置されている煙感知器に期待しているという今そういう状況になってしまっているんで、
0:45:11	つくれる場所がないわけではないので、必要なところには、君、準備感知器、これを付けした方がいいのではないかと。
0:45:22	ということでこちらもちよっと今、考え直しているところでございます。
0:45:32	規制庁鈴木ですつけられるところについていうよりかは、我々
0:45:37	お聞きしてるのは、まずエリアの中で、なるべくつけるようにしましょうねって言った時に、
0:45:44	エリアの分け方が、こういうふうにしちゃったのでつけられないんですけどいう説明がなんか通ってないですよねって言うだけなんですよね。
0:45:53	だからここにつけなきゃいけないもんだっていう話では何でもなくて、皆さんが、
0:45:58	エリアの中でなるべく感知できるようにされるんですけどいうところは以前から
0:46:05	ご説明されているところなので、なぜループスだけそこを諦めてしまうのかがよくわからなくて、
0:46:11	諦める理由が、エリアの設定をこうしたからですっていう説明では何か納得できないなんていうことで聞いているだけなので、
0:46:20	ちよっとその、
0:46:22	設計の方針が一貫性を持って説明を、
0:46:27	できない理由が本当にあるのであれば、
0:46:31	それは説明してくれればいいです例えばシンプル配管すの下の部分の煙つけられないですこれは、火災防護の観点からじゃなくって、作業被ばくの観点からどうしても無理なんです。
0:46:44	なので、ループ室側の方に耐えることにしますって説明があったそれは、
0:46:51	つけられるものがあったもつけないんじゃないかってどうやったって、
0:46:55	被ばくの観点から、大変な被ばくをこうむるのでこれについては、
0:47:00	許してくださいっていう話だと我々思ってるんですよ。我々も、
0:47:05	放射線防護の許可出してる以上は、無理やり付けろってことは当然言えないので、だからそこはバランスの感覚で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:13	どっちを優先した方がいいかな。火災感知器の観点からはループ室の方で、広井は何とかなりそうだから、それは放射線防護を優先しようって、
0:47:24	判断をしようかなって考えてるところなんですよ。
0:47:27	でもこのループ数ってそういう。
0:47:30	何か行動してもしょうがないっていう理由が、
0:47:33	何かなさそうな気がしているので、こういうことをお聞きしてるってことなんですよ。
0:47:40	ちょっと私の言いたい意図は伝わりましたでしょうか。
0:47:46	はい。関西電力、吉澤でございます。意図は、よくわかりまして、オペレーティングフロアを高天井とみなして、煙をつけていないと。
0:48:00	いうところ、ループ室の上の部分ですね、そこについてはそういう整理をしたからだけであって、
0:48:08	ルート室と同じような設計も当然できるので、そういう目で、設計、
0:48:17	するのが本来ではないかと、そういうご指摘かと受けとめております。
0:48:26	規制庁を通じた本来とかどうかってことを言ってるんじゃないで、関西電力の設計方針としてここだけ何かずれてる気がするんで、方針に沿ってないんじゃないですかっていうことをお聞きしてるだけなんですよ。
0:48:39	設計方針として一貫性があるって、その結果としてここに8-1とか8-3とか9-1に煙はつかないんですっていう説明がなされるんであれば我々別に、
0:48:51	それは関西電力の設計なので、
0:48:54	特段何も言うことはないと思ってるんですけど、設計方針の一貫性がないよねっていうところの説明を求めているだけなんですよ。ですから本来ここにつけるべきとか何とかっていうことを、
0:49:06	私が言ったわけではないってことさえだけは、認識しておいてください。
0:49:14	関西電力吉田でございます。よく理解いたしました。こちらで煙をつけるときにまず発火に対してというのがずっと頭にあった。
0:49:29	ためにですね、ちょっとここ、このグレーチング名、今考えると、なぜつけてなかったんだろうというところを、もありますんでですね、ちょっと改めて設計について、
0:49:45	ちょっと検討したいというふうになっております。ガーゼさんがつけるべきとか、その前に事業者として、どうすべきかというところで考えたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:07	すいません規制庁の関です。おっしゃりたいことは大体わかりました。それで、何でスズキしてもちょっと私もここ行ってるかっていうと、やはり最後し、基本設計方針で認可するんで、
0:50:22	ある程度やっぱり
0:50:25	言葉の定義に対して一貫性を持って設計して、
0:50:31	実施しないでないと、設計さん言った時にまたぶれてしまって
0:50:40	しまうというの私としてはすごく懸念をしているんですね。なんでちょっとこの一貫性についてはきちんと確認をしておいて、おきたいと思って、
0:50:51	お話をしました。一貫性があるかないかというのは論点というよりかは
0:51:00	事実確認すべきことなのでちょっとこの場で、
0:51:05	お話をさせていただいたということでございます。
0:51:09	ここの点、
0:51:11	アマヤ、ちょっと審査会合上の扱いを最後ちょっとまた申し上げますので、ちょっとお考えをやっぱりちょっと審査会合のときまでにはちょっと、
0:51:21	しっかりしておいていただいて、
0:51:25	鋭意しておいてください。それちょっとどう表現するか最後に全部まとめて申し上げます。私からちょっとこの場では以上になりますがよろしいでしょうか。
0:51:38	関西電力磯村です。はい。
0:51:43	お預けいただきました内容について拝承いたしました。
0:51:57	はい。規制庁の今野です。次の項目に行きます。
0:52:02	次は、
0:52:09	すいません、オペフロのところの感知器の設計のところなんですけども、
0:52:16	当資料で言うところの、
0:52:22	少々お待ちください。
0:52:27	資料すいません、5月10日提出資料の15ページをお願いします。
0:52:35	この15ページの
0:52:39	吸気ファン、再循環さんと加来吸気ファンの停止時の話なんですけども、
0:52:46	停止時のところのポツの説明なんですけど、
0:52:51	まずちょっと確認をしたいのが、
0:52:53	今関西電力が説明されようとしているのは、再循環ファンが停止時においても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:01	再循環ファンの運転時と同様に、別のファンが運転されているので、同じように攪拌されて、
0:53:11	煙の濃度が均一になるので、同じように、感知ができますっていうそういう説明をされようとしていますか、それともまた別の説明をされようとしていますか、まずそこを確認させてください。
0:53:32	関西電力の志田でございます。CVの再循環ファンが起動している時は流量も、風量も大きいですし、
0:53:44	全体にわたって循環するように、給気口発想が設定されていると、いうのに対して、まさにCVさん、再循環ファンの停止中に動いているこの9ハイパー
0:53:58	これは給気口と排気孔、それぞれ●●(非開示情報)メートルを、それより下の方に排気孔ありますけども、
0:54:09	ちょっとCVトップまで、
0:54:12	休憩するということまでは、至らないって状況です。ですんで、任さが発生して煙が上昇するときに、
0:54:24	ある程度攪拌はされて均一にはなるものの、その状態で、上に上がって行ってですね、ただ廃棄する。
0:54:34	廃棄孔もあるんで、一部は下の方に降りてきて、廃棄されているという、そういった空気の流れになると、いうふうに、こちらは考えています。
0:54:46	ですんで全くファン運転中と同じ挙動になるとは思っておりません。
0:54:57	すいません規制庁のようにすそその理屈のところって今資料では、
0:55:02	書き表されていないように思うんですけど、その別のページとかにどこかに書いてありますでしょうか。
0:55:16	反対のクマクラです。資料、5月10日に提出させていただきました資料1ーチ、こちらの下ページ番号12ページ、
0:55:28	ですけれども、こちらのプラント停止時における、先ほど吉田の方から説明させていただきました、ファンの運転評定というところをまとめたところでございます。こちらの第3-2-3図、こちらの黒囲みしているところなんですけれども、
0:55:45	こちらに空気の流れというのを、今回、明記させていただきました。
0:58:10	はい、規制庁のようなやつお待たせしました。
0:58:12	今、先ほど説明していただいたページですね、12ページのところの図なり説明なりを、今、確認していたんですけども、
0:58:24	何か今さっき説明されていた内容が文字になって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:28	書かれてはいないと、ちょっとこちらは考えていましてそのす。しかもその工学的に、
0:58:37	本当にそういうことが成り立つのかっていうところの、
0:58:41	技術的ななんていうんですかね、ウダ図形みたいなものも、
0:58:47	書かれていないように思うので、先ほど説明されたようなことであるとかそういった工学的な技術的な説明であるとかっていうところを、
0:59:00	そうですね少なくともちょっと追加して説明していただかなければちょっとこちらわからん、わかりませんでした。
0:59:07	なので、ちょっとそういったところは、
0:59:10	審査会合の際は、
0:59:13	資料はもうどうしようもないので、追加で説明をしていただきたいと思います。
0:59:19	関西電力におかれてはいかがでしょうか。
0:59:22	関西、大蔵です。と先ほどちょっと説明私の方でちょっと足りていないところがございまして資料 1-1 の、
0:59:33	下のページ 15 ページなんですけれども、
0:59:36	そちらで先ほど岩尾様の方からおっしゃっていただいたところで、二つポツが中ほどにあると思いますが、その下の方のことですね、こちらがファン停止時、
0:59:49	失礼しました再循環ファンがCGですね、その時の設計のことを書いているんですけれども、そのポツのところの、
1:00:02	5、
1:00:04	4 行名の最後のところ辺からなんですけども、格納容器吸気ファンによって取り込まれる外気で攪拌希釈されながら、
1:00:12	デーティングフロア内を滞留資金均一となり、そういうところで考え方としては、こちらの方に記載させて、
1:00:22	おりますので、そちらの方を補足させていただきます。審査会合の際にはですねそのような考えというのをしっかりと説明できるように、
1:00:32	準備するようにいたします。
1:00:35	すいません規制庁のようなですね、私、今のところの記載を見て変えた粒子近似となりっていうワードがあるので、
1:00:44	す、再循環ファンが運転しているときと同じ説明をしようとしているというふうに読んでいたんですけど、でも関西電力としてはファンが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:56	提出している時っていうのは運転しているときと違う理屈ですよっていうふうな説明だったので、だからこそちょっとわからなくなったというところなんですね。
1:01:05	阿藤。
1:01:06	ご理解いただけますでしょうか。均一となりっていう言葉があったのでってことですね。
1:02:13	辺りに細かです等、
1:02:17	その間停止時における空気の流れて均一化という記載をしているところなんですけれども、その均一になるというところの考え方については、運転中の停止中も、どちらも同じというふうに考えております。
1:02:31	ただし運転しているファンの大きさですね、そちらも違いますし、空気の流れて、吸気ファン、吸気ダクトから排気ダクトに向かうものと、主
1:02:44	この容器内を循環するような流れになっているものと、ちょっとその点が異なることから、先ほどは、その点が異なるということで、
1:02:55	発言したものでございます。
1:02:57	なお資料のですね 18 ページなんですけれども、こちら、第 3 の 2-60 というところで、再循環ファンが停止している間の
1:03:10	火災による熱、煙の流れというのを、今回、図として描かせてございませういっばいいいたしました。
1:03:21	先ほど申したように吸気ファンのところから吸気されて、排気ダクトからこう配置されるんですけれども、火災により発生した熱による上昇気流と、このファンによる空気の流れ、
1:03:35	によって、空気、
1:03:38	白格納容器内の空気が交換されることによって、徐々に均一化されて、監視ができるというふうに考えてございます。
1:05:06	はい。規制庁の今野です。主張についてはお聞きしました。
1:05:12	すいませんあと、
1:05:14	これ、今の風量のところについては、今説明を受けたんですけど、同じく、15 ページの先ほどのはい。はい。純再循環ファンの停止時っていうところで、
1:05:29	4、5 行目のところですかね、に、
1:05:34	第 1 期で真ん中辺ですね、外気で攪拌希釈されながらオペレーティングフロアをナイトウたい粒子っていうふうになるんですけど、この希釈されるっていうのは、
1:05:44	希釈されると、結局、煙の濃度が低くなる方向に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:49	行くので、感知されにくくなるっていうことをせん。
1:05:54	になると思うんですけど、ここは、この希釈されるっていうのは、
1:05:59	衛藤。
1:06:00	感じされにくくなる方向に行く子行くことにすみません、そこはそこのところこの希釈っていうところの説明をちょっと補足していただいてもよろしいでしょうか。
1:06:45	ちょっと。
1:06:47	関西電力座間でございます。ちょっと拡販希釈と書いているのは攪拌については外気で攪拌されると。
1:06:57	というのはリリースをしてあって、外気で攪拌されると大空間なんで、当然希釈もされるということで、感知性を考えたときに、希釈と、
1:07:11	ということ自体が適切ではなかったかもしれないですけども、ちょっとここで言いたかったのは、熱煙、これが上がってきても、攪拌希釈されて、
1:07:25	軽量は、そういう大きな状態ではないという、それが機器に影響するような、レベルの
1:07:36	温度或いは煙濃度になった場合には、感知器で感知できると。そういうことを念頭に置きながら、ちょっと記載してた部分なので、
1:07:48	改めてこう見ると、ちょっと文章的にも、意図が伝わりにくい文章になってしまってるかなというふうに思ってます。
1:08:27	規制庁の岩野磯も出しました。
1:08:29	あと、ちょっと説明、説明、今の説明の方はですね、会合の方で、どういう主張をされたくて事実関係が、
1:08:41	どうで、どういう主張をされたいのかっていうところを整理していただいて、審査会合の中で、それを
1:08:50	しっかり説明するようにしてください。よろしいでしょうか。
1:09:01	関西電力、樽井です。
1:09:06	回収いたしました。
1:09:13	関西電力衛藤はいすいません規制庁の今田です。それでは、よろしくお願ひします。
1:09:20	こちらから確認したいことは本日は以上なんですけれども、関西電力の方から最後まとめて何かあればお願いします。
1:09:33	関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。ただいまオペレーティングフロアとその前のループ室の感知をめぐって、ちょっとご確認をいただきました。15 ページの表現のところにつきましてはですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:48	攪拌希釈というところの表現がですね、必ずしもその意図が伝わり方というところがありますので、そこについてはこちらの方でも会合でお答えできるようにしたいと思っております。
1:10:00	で、ちょっとここ、言葉だけでいきますと、どこの部分を気にしてというところのですね、イメージが伝わりにくいかと思っておりますので、恐縮なんですけど、今の資料の15ページではなくて192ページ。
1:10:15	をご覧くださいませ。
1:10:18	恐縮ですが192ページをお願いいたします。
1:10:23	で、192ページをご覧くださいますと、これがループ室と加圧器室、全部で加えてですね、このAにあるところの左側。
1:10:36	はですね、集会の格納容器の集会の通路になっていて、最終的にそれがエレベーションのオペレーティングフロアから上の部分は高店長となっているところで左側はそうようになってございます。
1:10:49	ファンが止まってる時の、この周回通路からですね、高天井のエリアというところの下、空気の流れというのは、このらせん状に上がってきてる空気の流れ、
1:11:02	これが自然対流的に上がってきているところをイメージしてここでは表現してございまして、
1:11:07	オペレーティングフロアにおける火災というものを感知するのは、ここもオペレーティングフロアの盤の上にある感知器と、あともう1段上のところですね。
1:11:18	完璧煙と熱をつけるとしてございますが、この感知に期待するという話でございました。で、ちょっと攪拌希釈という表現がですね、
1:11:28	高店長のところに出て参りますのは、この私ども先ほどまでちょっとやりとりございましたように、ループ室の上部のところですね、このループ数の下から上がってくるところのオペレーティングフロアのエレベーションの上もですね、
1:11:44	高天井という定義でもって、これまでちょっと整理をしてございましたので、このループ室から上がってくるSTREAM的にですね、上がってくる煙熱、
1:11:56	ここも含めてですねここが上がってきたら、格納容器の上部空間に出たときに、広がっていくであろうと、そういう流れであるよねと、ちょっとそんなことも念頭に置きながら書いたところでございます。
1:12:12	なのでちょっとこのあたり、誤解を受けないように、説明上は工夫をしたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:18	加えて先ほど吉田からちょっと先ほど関様もまとめていただいたときに、あの後、やりとりがございましたが、このループ室のですね、上部の部分に位置するところ、今私どもが高店長というくりで、
1:12:33	整理したがゆえにですね、保安水準にですね、エレベーション、ちょっとすみません、エレベーション情報申し上げますが、機械情報ですがしません●●(非開示情報)メーターのところの感知器。
1:12:47	こちらの感知に期待するすとしておりましたが、やはりくっついているとはいえずね、そのエリアの中で、感知器をですね、一貫した考え方で設置すべきであろうと。
1:13:00	いうところについてまた検討して参ります。具体的にはですね、今、9-1というところでご覧いただいておりますような箇所ですね、煙の感知器なりを設置できればですね、この8-1から8-39-1に至るところの、
1:13:18	火災というものを想定したときにも、煙については感知できると、いうふうに考えているところでございます。ちょっとそのような検討を鋭意進めて参ります。
1:13:29	会合においてはですね、ちょっとそういったことも含めて、私どもこの資料にはございませんが、私どもの見解として、回答させていただくかということをご検討したいと思っております。
1:13:42	以上でございます。
1:13:58	はい。規制庁のさ、はい。
1:14:02	はい。規制庁の関です。一応今尾島おっしゃられたことはわかりました。それでちょっと私も最後に、
1:14:12	扱い、本件の扱いだけちょっともう位置付けた扱いだけ申し上げておきます。まず1点目の表の話についてはもうこれ完全に記載上の問題だと思っておりますので、
1:14:28	審査会合のときにそのまんま簡単に説明していただければ全然結構かな、
1:14:34	説明の方だけしてください。
1:14:37	認識には違いありません。お互い違いがないというふうに考えてます。
1:14:43	2点目の債権については先ほどお話した通りなんですけど結局一貫性があるかというところで私たちはまず見ますので、
1:14:54	見ます。それでちょっとさっきの基本設計方針のところあまり触れませんでしたけれども、やはり、
1:15:01	さっきの基本的方針示していただいた内容だとどっちともとれるような内容なので、やはり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:12	ということ等、今までエリアの説明でさんざんされていて、さんざん私たちも確認してきたところあるので、それを含めた上で
1:15:23	どういうふうに定義するのが定義としてちゃんと一つ一貫した考え方を持っていただいて、その上でどう定義する高校をどう定義するのかっていうところで、
1:15:35	やっていただいた方が、後戻りとしては少ないのかなというふうには、私個人的には思っています。ただ最後は関西電力の
1:15:46	考え方だと思いますので、そこへ審査会合のところでしっかり説明をしていただきたいというふうに思います。
1:15:53	それから三つ目のオペフロの件については、
1:16:00	ちょっとゴールデンウィーク前、
1:16:02	からの説明ではがらっと変わってきたところなので、ちょっと審査会合のときに、お話す前にですね、私たちがちょっと次、事実確認としてちょっと確認したいところを、
1:16:16	中心にちょっとお聞きしたという位置付けでございます。ここは関西電力としての主張を、審査会合のときにしていただいた上で、
1:16:27	お話、質疑応答するという位置付けになると思っております。
1:16:33	私の方から以上になります。
1:16:40	はい。規制庁の今野です。それでは
1:16:45	そうですね。関西電力の方から、今の件について何かありますでしょうか。
1:16:54	関西電力吉田でございます。今関様から話のあった、オペフロの説明ついて、おっしゃるようにゴールデンウィーク前から、ちょっとファンの
1:17:07	流れがあるというところで、説明の方向性が変わっているところ、申し訳ないと思っております。ただ空気の流れはこれをきちっと把握してと。
1:17:19	いうところで、ゴールデンウィーク前は、我々もファンによる空気の流れ、ほとんどないというところの頭で、いろいろ説明してたんですけども、
1:17:32	プラントが停止して、人が立ち入る前に、放射線量低下のために、給排気ファン、これ通常プラント運転中は1台ずつしか運転してないんですけど、プラント停止後は2台運転に
1:17:49	人が立ち入れる雰囲気を作るということで確認しましたんで、どういった空気の流れも考慮して、説明すべきというふうに考え直して、今の
1:18:04	的な仕様になっている状況でございます。審査会合ではその辺、こちらの設計の考え方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:14	これをしっかり説明できるようにしたいと思います。
1:18:20	あと1点、事業本部関西電力原子力事業本部、牛島でございます。今のヨシダの説明に加えてになります、本日の事実確認ではですね、
1:18:34	特段、ご質問という観点では出ていないかとは思いますが、私どももですね、江藤煙と熱が、と言いつつ無煙火災で上昇していった場合に、格納容器に、の遮へい性能に対して影響を与えるか否かということにつきましては、
1:18:53	工認の記載の170度熱除去の観点ですね。そういったことも勘案しながら、資料の方には入れさせていただいております。そういったこともですね、念頭に置いた場合に、
1:19:11	無煙火災ですね、延々と煙が収集上がっていくことで、格納容器の遮へい機能がですね、やられるというところは、すぐには私ども、繋がっていないところは、
1:19:24	ございましたが、やっぱりそういった懸念がですね払拭しかねるといったこともあるかと思っております、先ほど来やりとりになりましたですね、ループ室内から上がっていく煙についてもですね、早期に感知するというところ、ここは一貫性を持たせて対応した方が良いのかと、そのように、
1:19:44	のことも考えてございます。ちょっと1点ご確認したい点はですね、170度につきましては、私ども見解をまとめさせていただきました。そこにつきまして、論点として、ご認識
1:19:58	交差されているかという点につきましては、確認させていただければと思います。以上でございます。
1:20:10	規制庁の関医師。
1:20:13	規制庁の関です。一応ご主張されたこととしては承っておりますので、それ含めて、
1:20:24	ちょっと審査会合でお話をするということになるかと思います。はい。
1:20:33	私からやっぱいえるのは現時点では、
1:20:39	ここまでが限界です。以上です。
1:20:46	関西ウシジマでございます。これまでもですね事実確認として、煙と熱の観点で、影響がないかというご確認を受けてますので、私ども今回ですね、対応につきましては、
1:20:59	先ほどの煙の感知について考え方を整合させるであるとか、そういったことも含めてですね、会合の場でお答えできるように、ちょっと今回の資料の中に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:10	その感知器の追加といったところは含めないで、その点は口頭になりますが、そういった点でご回答できるように考えたいと思っております。
1:21:20	以上です。
1:21:21	はい。規制庁のセキでわかりました資料についてはお互い時間も、
1:21:27	厳しい中でやってることですので最後そういう説明になること自体は
1:21:32	そうそういう問題視私自身はあまりしてませんので、最後、ご主張されたことをやっぱり、
1:21:37	して、私たちも言わなきゃいけないことは申し上げるところで、よろしくお願ひしたいと思ひますこれについては返答求めませんので以上でございます。
1:21:46	ありがとうございました。
1:21:49	はい。規制庁の今野です。それでは、
1:21:54	あとホワイトボードの確認をしたいんですけども、関西電力の方、関西電力におかれてはホワイトボードを画面共有していただいてもよろしいでしょうか。
1:22:34	読みます。
1:22:36	関西電力クマクラですちょっと画面共有させていただきましたがこちら確認できますでしょうか。
1:22:43	規制庁の山名です。確認できております。江藤氏、衛藤そうですね。こちら確認しますので、少々お待ちください。
1:22:52	はい。関西電力仲です。承知いたしました。
1:23:45	すいません規制庁の西内ですけども。
1:23:48	ちょっとすいません私の通信環境の問題かもしれないですけど、ちょっと画質が粗くてまだ見えないので、よければ読み上げていただいてもいいでしょうか。
1:24:02	いや申し訳ないんですけどあれなんですけどちょっと多分画質が全体的にちょっと荒くなっちゃって、多分拡大とかの関係ではなくてですね今多分拡大しているような感じを受けるんですけど、
1:24:13	あ、わかりました読み上げます。1点目ですけども、
1:24:18	原子炉格納容器内の保安水準が確保できるRIのDB設備に関する記載について、動的機器が機能喪失したとしても問題、問題ないという、設置許可添付 8、ページ番号 8-8-361。
1:24:35	の記載を明記すること、またSA設備に関する記載についても、同様の部分は、明記すること。
1:24:44	審査会合においても説明すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:47	二つ目の矢羽根ですけれども、エリアと換地区画が一对一となっている箇所と、エリアの中に感知区画が複数ある箇所について、
1:24:58	整理を確認すること。
1:25:01	三つ目の矢羽根ですけれども、
1:25:03	ループ室SG側の上部等について、一貫性を持った説明ができるよう設計記載を再考すること。
1:25:12	四つ目ですけれども、原子炉格納容器内の再循環班停止時の説明について、その設計及び考え方を説明すること。
1:25:21	本日、この4点。
1:25:23	主なところというふうに認識してございます。
1:25:53	はい。規制庁の今野です。規制庁側は、本庁側特に今コメントは出ていません。新津さんから何かコメントがあればお願いします。
1:26:04	規制庁西内です東邦も特段コメントありません。
1:26:09	はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。それでは、
1:26:14	衛藤ヒアリング、ホワイトボードの確認については以上にしたいと思い
1:26:19	ちょっと待ってください
1:26:25	はい。規制庁の今野です。渡しました。それでは本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。次回はですね審査会合になりますので、審査会合の方で説明の方よろしくをお願いします。
1:26:40	そうですね。はい。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:26:44	はい、ありがとうございました。ありがとうございました。介護よろしくお願いたします。
1:26:52	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。